

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：会津若松地方広域市町村圏整備組合事務局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.9%
全職員	69.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	対象者なし
課長相当職	対象者なし
課長補佐相当職	対象者なし
係長相当職	非公表

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	対象者なし
31～35年	対象者なし
26～30年	非公表
21～25年	対象者なし
16～20年	対象者なし
11～15年	92.3%
6～10年	非公表
1～5年	非公表

【説明欄】

- ・役職段階別の部局長・次長相当職、課長相当職、課長補佐相当職については、対象者なし。
- ・役職段階別の係長相当職については、女性職員が1名のため非公表。
- ・勤続年数別の36年以上、31～35年、21～25年、16～20年については、対象者なし。
- ・勤続年数別の26～30年、6～10年、1～5年については、女性職員が1名のため非公表。
- ・短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員の週の所定労働時間（38時間45分）で換算した人員数を基に算出している。
- ・年度途中の退職者は、退職月まで給与支払日時点の職員数として計上し、退職月は「退職日までの要勤務日数÷退職月の要勤務日数」で換算した職員数を計上した。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している